

件名	松前町介護保険条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	・松前町介護保険条例（平成 12 年松前町条例第 17 号）
根拠法令等	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）
制定（改正）理由	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015 年 4 月から一部実施しているが、2019 年 10 月から消費税率 10%への引き上げに合わせて、更に軽減強化を行うこととなったため。
制定（改正）の主な内容	・保険料率の改定（第 2 条）
施行日	公布の日（平成 31 年 4 月 1 日から適用）
【その他参考事項】	